

図-1.4 現存植生分布（平成14年度夏季調査）

ー 2) 水生動物

水生動物は野川以外に調節池内では、第一調節池のU字溝、どじょう池で生息している。

底生動物についてみると、第一調節池側溝の上流部では、はけの崖線から湧水が流入しているため、きれいな水を好むカワニナ、オナシカワゲラ、サワガニ等が生息している。また、側溝上流部は生物の生息密度が事業対象地区で一番高い。これは、湧水の流入によって、比較的安定した環境が持続しているものと推定される。

どじょう池の底生動物は水生昆虫等の小動物が少ない。これは、ギンブナ、アメリカザリガニ等による食害や夏季の高水温の影響が考えられる。

野川本川では、サホコカゲロウ、ユスリカ科、コガタシマトビケラなどが生息している。これらはやや汚れた水質の指標となる生物種であり、野川の水質の現状を示している。

これまでに67科155種が確認されている。（平成14年度調査では、31科34種が確認された。）

第一調節池ではメダカ、モツゴ、タモロコなどの小型の魚類が生息しているが、メダカ等は移植されたものと考えられる。野川では、調節池内で見られた種類の他にコイ、ナマズ等の雑食、肉食性の大型魚が生息している。

これまでに15科39種の魚類が確認されている。（平成14年度調査では、4科9種が確認された。）

ー 3) 昆虫類

これまでに160科625種が確認されている。（平成14年度の調査では、95科219種が確認された。）

調査で確認された多くの種は、関東平野の平野部に広く分布し、草地・農耕地・都市近郊の緑地等でみられる種である。その中で、ハグロトンボ、クマスズムシ、ギンイチモンジセセリといった、特定種がみられた。

調節池周辺には草地性の昆虫（バッタ類等）が多いが、定期的な草刈りが行われているため、昆虫相に影響を及ぼしている可能性がある。

－ 4）鳥類

これまでに 39 科 111 種が確認されている。（平成 14 年度の調査では、26 科 49 種が確認された。）

調査で確認された鳥類は、主に人家や耕作地周辺に生息する種と、樹林性の小鳥類である。これらの大部分は、関東地方に広く分布する種であるが、イカル、アオゲラ、トラツグミ等、都内平野部では分布の限られる種も平成14年度の調査では確認され、また、特定種としては、トビ、ツミ、ハイタカ、ヒメアマツバメ、カワセミ、トラツグミ、コヨシキリ、サンコウチョウ、エナガが、調査区域外ではあるがオオタカがみられた。

また、野川ではカルガモなどの水鳥が生息している。

* 「特定種」の根拠となる資料

- ・「文化財保護法」(1950 法律第 214 号)に基づく国、東京都、市町村指定天然記念物
- ・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック」(2002 環境省)の記載種
- ・「植物群落レッドデータブック」(1996 我が国における保護上重要な植物種及び植物群落研究委員会植物群落分科会)の指定植物群落
- ・「魚類のレッドリストの見直しについて」(1999、環境庁)の記載種
- ・「第2回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)報告書」(1983 環境庁)の指標種・特定種等
- ・「第2回自然環境保全調査(緑の国勢調査)特異植物群落調査報告書 日本の重要な植物群落 南関東版」(1980 環境庁)の指定植物群落
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(1992 法律第 75 号)の国内稀少野生動植物種
- ・「第1回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)」(1976 環境庁)の関東地方の貴重な植物個体・主要野生動物
- ・「東京都の保護上重要な野生生物種」(1998 東京都環境保全局)の北多摩地域の指定種
- ・「自然公園法」(1957 法律 161 号)に基づく富士箱根伊豆国立公園の指定植物
- ・「第3回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)特異植物群落調査報告書(追加・追跡調査)日本の重要な植物群落Ⅱ 南関東版」(1988 環境庁)の指定植物群落

2. 整備の目標

2.1 自然再生全体構想の目標

野川第一・第二調節池地区の自然再生では、下記の理念を掲げ、自然再生事業に取り組むこととした。

【理念】

事業対象地区にかつてあった水のある豊かな自然環境を再生する。

- 様々な水環境を生息の場とする生物の多様性を再生・整備していく。
- 昭和30年代前半、事業対象地区に存在した「水のある農の風景」を規範とした、自然環境を再生していく。しかし、取り戻すのは当時の風景そのものではなく、往時の風景が持っていた水を中心とした環境システムを再生していく。
- また、その環境システムを形成していた自然と人の関わりを現在の意義の中で、再生・整備していく。

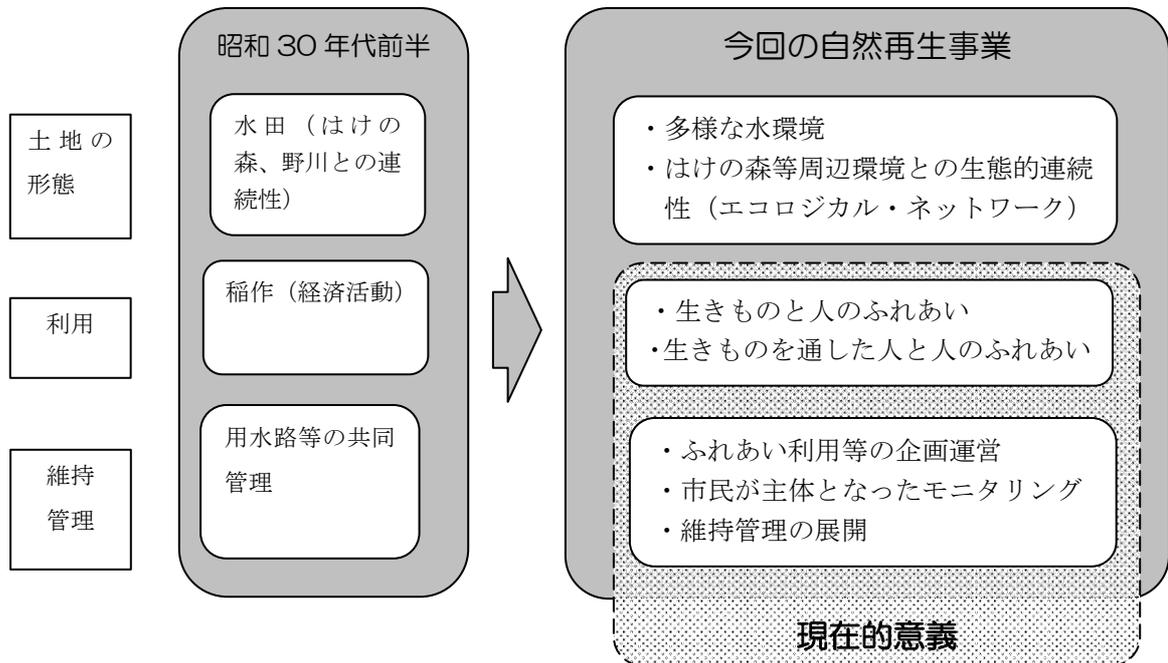


図-2.1 規範とする時代の環境と今回の自然再生事業の環境づくりの関係

【自然再生の方向性】

また、具体的な自然再生の方向性について、下記のように進めていく。

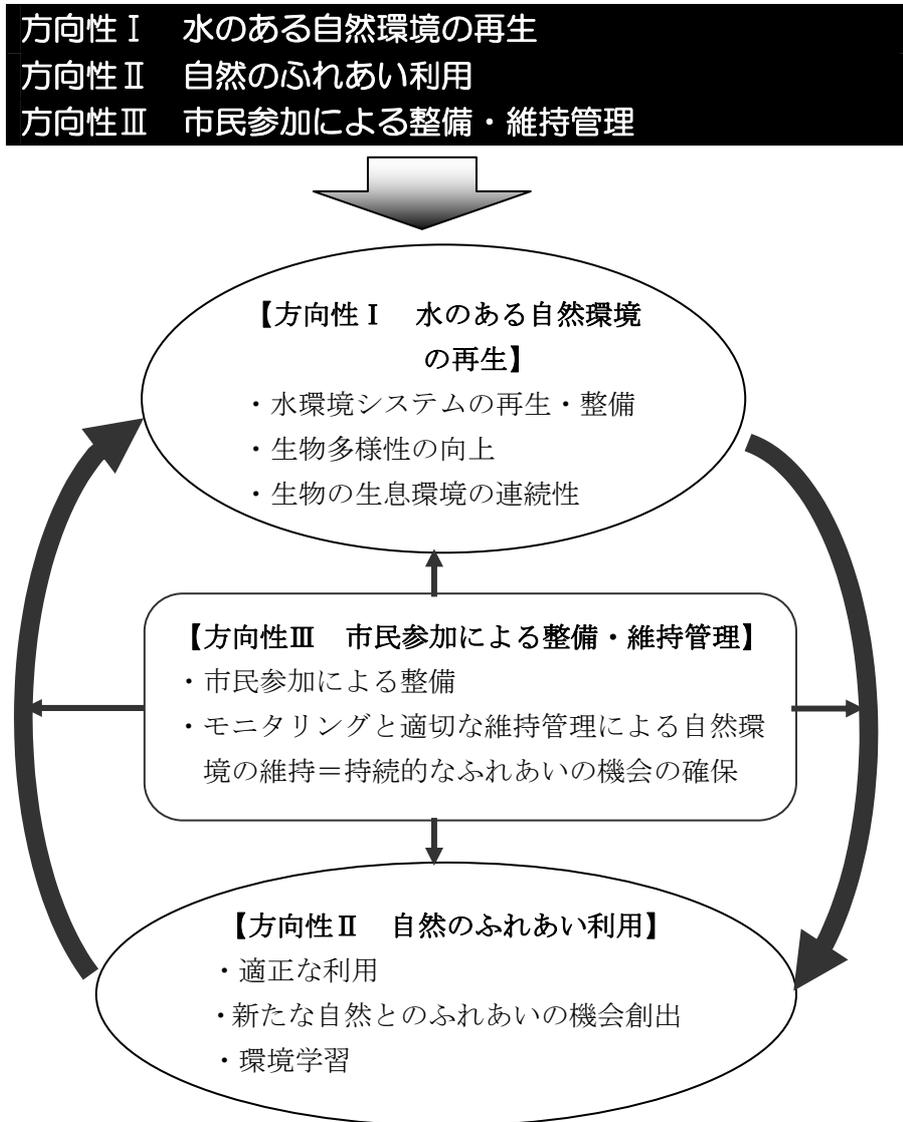


図-2.2 自然再生の3つの方向性

2.2 第一期及び第二期事業における基本方針

- ・本自然再生事業は、全体で第三期に区切り段階的に実施していく。本実施計画ではその内の第一期及び第二期事業を対象としている。以下に、第一期及び第二期事業における基本方針を示す。

(1) 第一期事業

●基本方針

「水環境システム」の再生に向け、水環境の再現性をモニタリングできる整備を行い、様々な試行的措置による効果と影響を確かめながら第二期事業の方向性を詳細に検討していく。

方向性Ⅰ 水のある自然環境の再生

- ・現時点で確保できる水量を活用した「水環境」を整備する。具体的には、田んぼと湿地を整備する。
- ・水がどの程度確保でき、渇水期にはどのような状況となるかを現地で把握し、今後の自然再生を進める上で、必要となるデータ収集するとともに、渇水期対策等を検討する。
- ・ため池にどの程度水がたまるか、また、有効に利用できるか、把握する。
- ・渇水期の状況について把握し、どのようにすれば環境を維持できるかを実証的に検討する。

方向性Ⅱ 自然のふれあい利用

- ・第二調節池において、自然再生した箇所の人々の利用圧に対する影響について実証的な施策を実施し、効果と影響を調査する。

方向性Ⅲ 市民参加による整備・維持管理

- ・整備の段階から安全性等を考慮しながら、市民参加を進める。
- ・モニタリング・維持管理は積極的な市民参加により実施していく。また、第二期事業に向けて、市民が実施する維持管理やモニタリングの内容や体制のノウハウを積み重ねていく。
- ・方向性Ⅰ及びⅡで記載した施策をモニタリングすることにより、第二期事業の整備内容を詳細に検討していく。

(2) 第二期事業

●基本方針

「水環境システム」の再生・整備を実現していく。

方向性Ⅰ 水のある自然環境の再生

- ・本自然再生事業で目指す、「水環境システム」の再生が現実的にどのように水を確保し、どのように維持管理していけば可能となるかを実証的に検討する。
- ・雨水の活用、はけの森内でのため池の整備、事業対象地区上流部の湧水等の野川への接続等、多様な水源を効果的に使い、水のある自然環境を再生していくための貯水・利用のシステムを構築していく。
- ・井戸水の緊急時利用について、モニタリングと組み合わせた利用のタイミング、供給する水量等について、実証的に検討し、マニュアル化していく。
- ・全体構想の理念に示す「生物の多様性」、「生物の生息環境の連続性」を確保するために必要な整備や対策を実施していく。

方向性Ⅱ 自然のふれあい利用

- ・自然環境の再生により、自然とのふれあいの機会を増やしていく。また、市民団体等による観察会等を展開していく。
- ・利用圧と再生した自然環境の継続的な維持のバランスをモニタリングしながら、適切な利用についてのノウハウを蓄積していく。
- ・活動支援施設を用いた観察会等を展開し、施設の利用方法等について検討していく。

方向性Ⅲ 市民参加による整備・維持管理

- ・整備の段階から安全性や効果等を考慮しながら、市民参加を進める。
- ・モニタリング・維持管理は積極的な市民参加により実施していく。また、モニタリング・維持管理の体制を整え、再生した自然環境が維持できる仕組みを作り上げていく。
- ・モニタリング・維持管理のマニュアルを整備し、誰もが一定の対応ができるようにしていく。

3. 自然再生事業の実施計画及び効果

3.1 第一期計画

(1) 概要

- ・期間 : 三年間程度
- ・自然再生する形態 : 田んぼ、湿地、ため池、草地、野川の河川環境、池（地下水位モニタリング用）

(2) 水源

- 事業対象区域内で確保する。
 - ・野川から導水した水を利用する。（出水時は導水しない。）
 - ・渇水期には、ため池に貯水した水を利用する。
 - ・補助水源として、どじょう池からの排水を活用する。

(3) 整備概要

- ・整備概要は次の通りである。

箇所	西側（上流側）	東側（下流側）
第一調節池	①野川からの導水 ②ため池Ⅰの整備	①湿地の整備 ②田んぼの整備 ③池（1 m程度掘り下げ、調節池底面の地下水位をモニタリングする。他の施設とは水路では結ばない。）
第二調節池	（東側で行う整備を踏まえ、事業対象地区として現状を維持する。）	三種類（土壌を掘り起こし柔らかくする、植物の種類を変える、踏圧の強弱をつける）の方法による整備（草地化）
野川	・野川から第一調節池のため池への導水管の整備 ・淵の整備（河床を掘る） ・水涸れ対策（河床への粘性土張）	

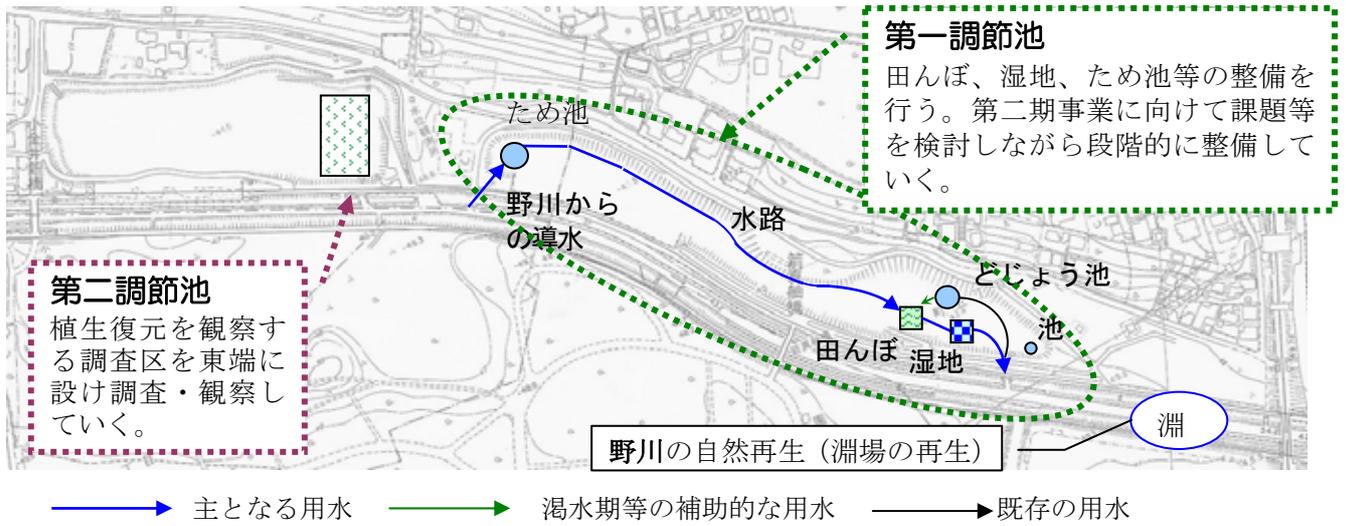
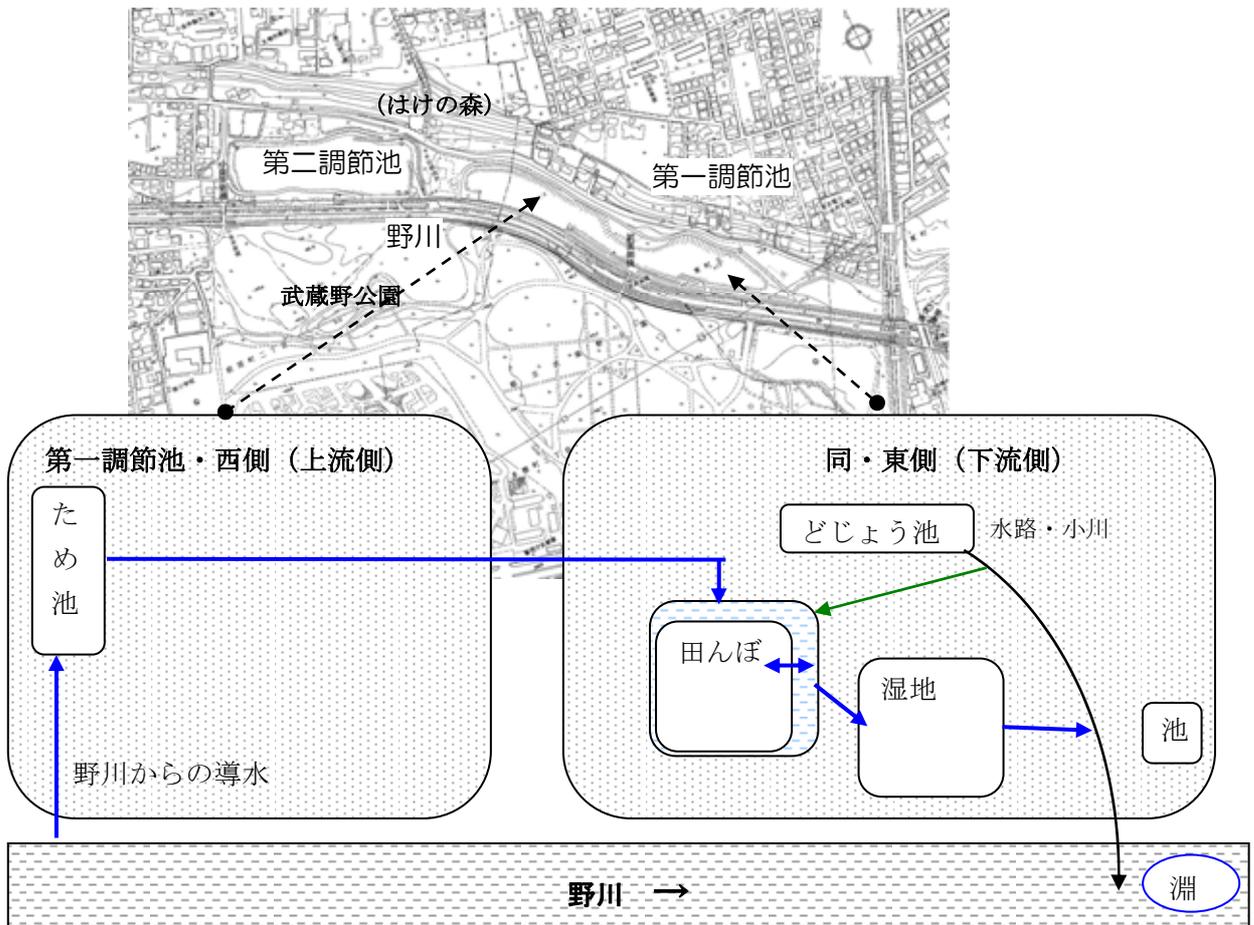


図-3.1 第一期事業における整備模式図



※田んぼに水が不要な時期は、田んぼ周りの水路を介して湿地へ水が流れるようにする。

図-3.2 第一期事業における整備模式図 (第一調節池) (その1)

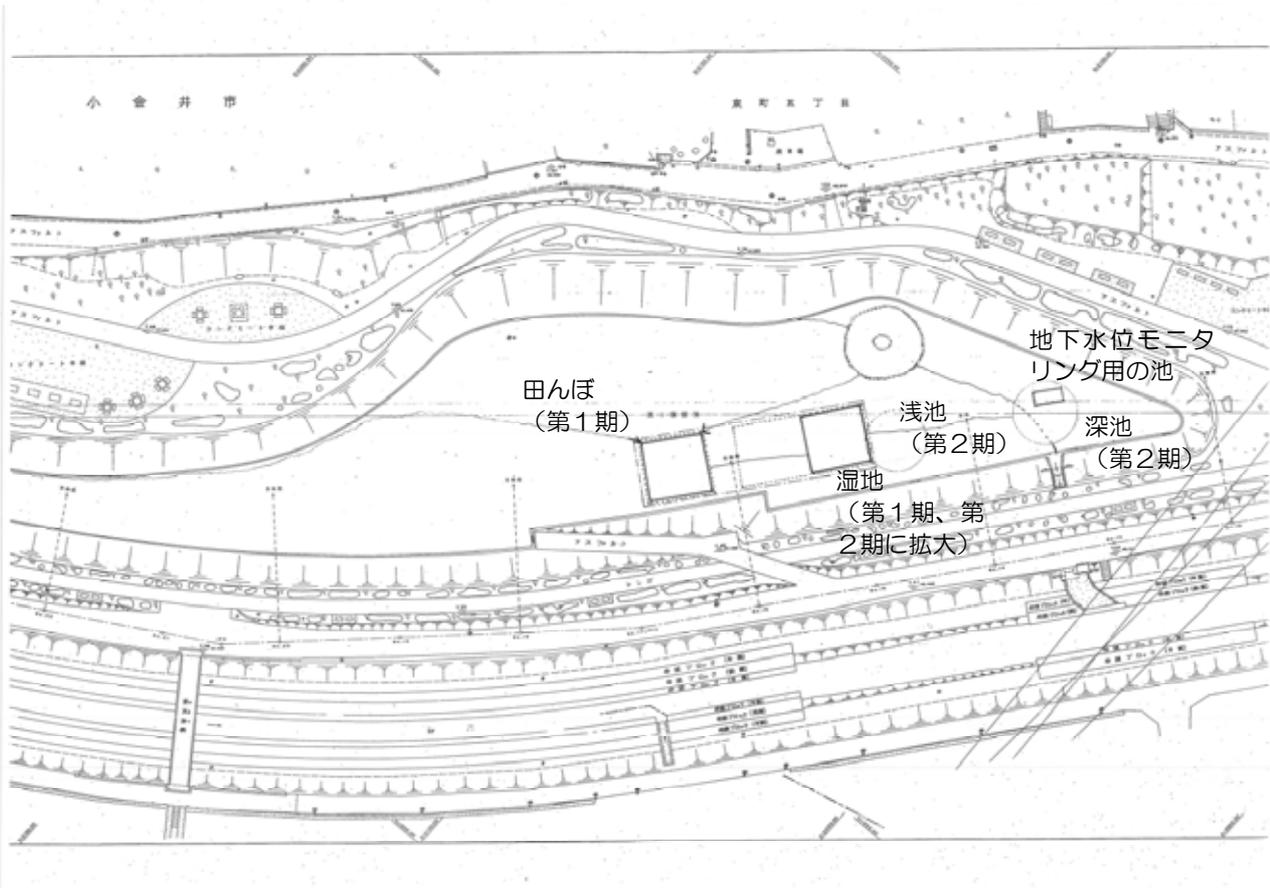
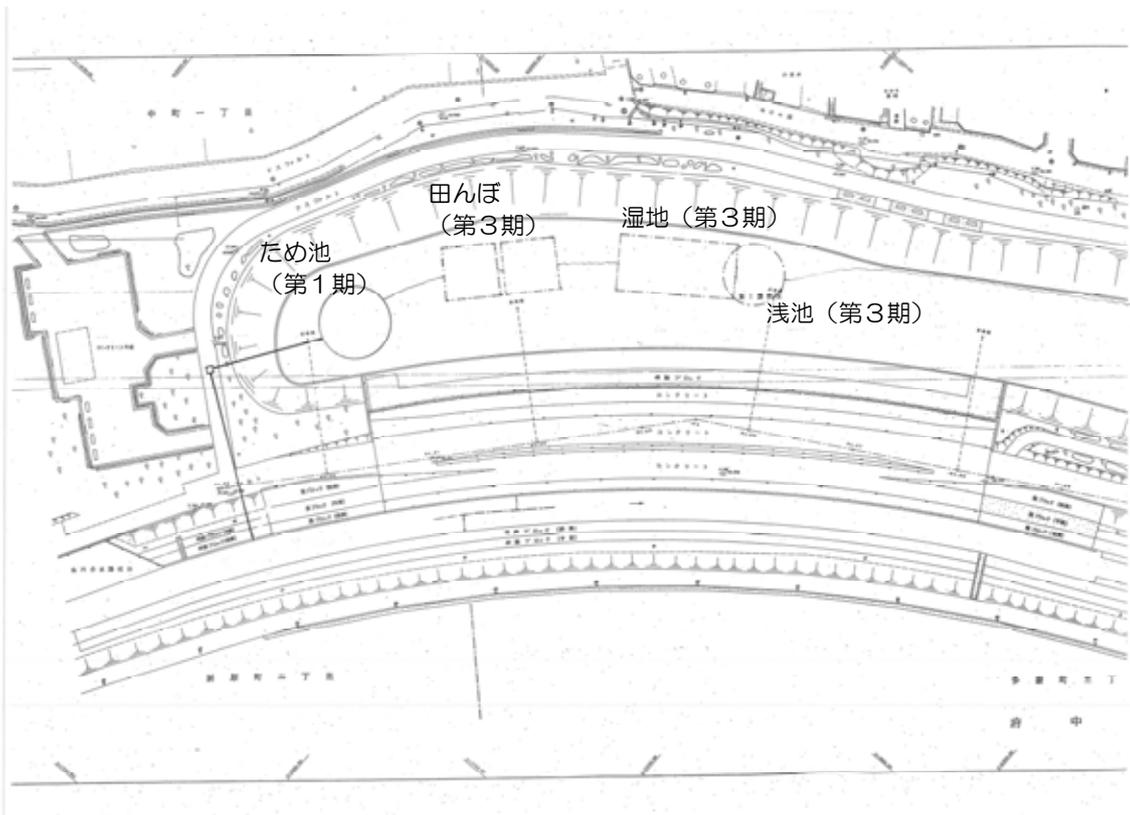
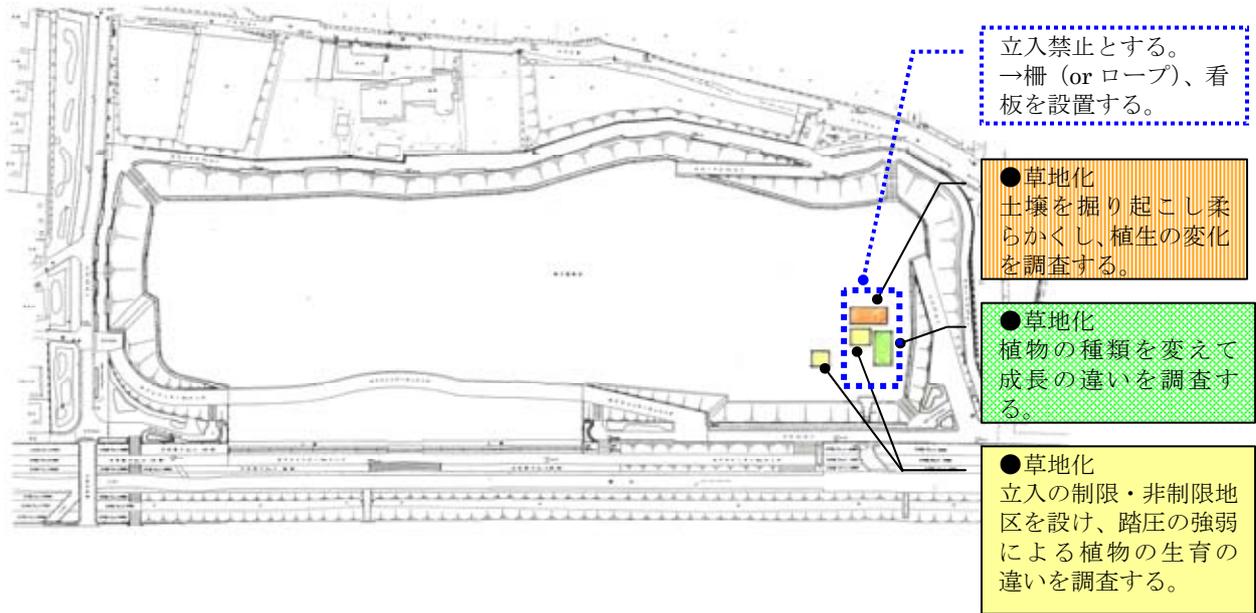


図-3.3 第一期事業における整備モード図（第一調整池）（その2）



(※詳細な位置については現地利用者等と協議を経て決定していく。)

図-3.4 第一期事業における整備模式図 (第二調節池)